

(平成22年9月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年12月1日から21年12月1日まで
A社（昭和22年11月以前はB会社。現在は、C社。）に勤務していたころの当時の上司や同僚たちと写った写真が出てきた。写真を見ていたら撮った時期が昭和21年6月ごろだったのを思い出し、同社に戦後の20年12月1日に入社したと思い至った。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社D支店において昭和21年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものとされている。

しかし、A社D支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚（昭和21年6月1日取得、23年8月21日喪失）は、「私は国民学校高等科を昭和21年3月に卒業し、同年4月1日から勤めたが、申立人は自分が入社する以前より勤務していた」と具体的に供述していることから、申立人は、少なくとも同年4月1日以前から同社に勤務していたことが推認できる。

一方、当初のA社D支店の被保険者名簿は、昭和23年*月*日に発生したE県F部G課（現在の年金事務所）の火災により焼失しており、現存

する同社の被保険者名簿は、その後に復元されたものであるが、当該被保険者名簿は、申立人の被保険者記録に係る記載が欠落している上、22年11月に改称する前の事業所番号や事業所名称の記載が確認できないこと、被保険者に係る記載の並びが資格取得順になっていないこと、及び23年9月30日より前に資格喪失した者が記載されていないこと等、当時の復元が十分でなかった状況が認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、昭和23年*月*日の火災により被保険者名簿が焼失したことのほか、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和20年12月1日から21年4月1日までの期間については、当時の同僚からは、申立人のA社での勤務実態をうかがわせる供述及び資料等が得られず、同社の事業を継承したC社は、当時の社員に係る人事記録や事業主の届出等の書類の引継ぎはしていないと回答しており、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 20 年 12 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月30日から23年6月1日まで
申立期間は、A社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 昭和22年10月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚3人は、いずれも申立人のことを記憶しており、当該3人のうち1人は、「申立人は、私より先に入社していた。」と具体的に供述していることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも同日以前から同社に勤務していたことが推認できる。

また、健康保険厚生年金被保険者名簿によると、申立人がA社の設立当時（昭和22年1月*日登記）と一緒に事業所の敷地造成をしたとする同僚及び昭和22年4月1日に入社したと考えられる同僚4人は、いずれも同年10月1日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、当時、同社は、同日以前から勤務していた者について、同日にまとめて被保険者資格を取得させた状況がうかがえる。

一方、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、昭和

23 年*月*日に発生した B 県 C 部 D 課（現在の年金事務所）の火災により一度焼失しており、現存する被保険者名簿は、当該火災後に当時の事業所の協力により復元されているものの、資格取得時の標準報酬月額欄が記載されていない者や、健康保険の番号と資格取得日が前後する者が散見されることから、復元が不十分であると認められる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿についても、当該火災の影響により欠番が散見される。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、昭和 23 年*月*日の火災により被保険者名簿が焼失したことのほか、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人の A 社における昭和 22 年 10 月 1 日以降の継続勤務が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が同年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の基準に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 22 年 1 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間については、当時の複数の同僚から聴取しても、申立人の当該期

間における勤務実態をうかがわせる供述が得られない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事務担当者を含めて同社の関係者は、いずれも既に死亡しているか、連絡先が明らかでないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、役員を除いて、申立人と同時期に勤務していたとされる同僚は、ほぼ全員が昭和 22 年 10 月 1 日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 22 年 1 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年12月1日）及び資格取得日（昭和38年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月1日から38年6月1日まで

私は、A社で昭和37年8月から39年6月まで継続して勤務していたはずであるが、国の厚生年金保険の記録では、37年12月1日に被保険者資格を喪失し、38年6月1日に再び取得したことになっており、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和37年8月17日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月1日に資格を喪失後、38年6月1日に同社において再度資格を取得しており、37年12月から38年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる当時の経理担当者は、「少なくとも私が在籍していた期間に、一度退社して、再度入社した従業員は記憶に無い。」と述べていることから、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と職務内容及び勤務形態が同じ同僚は、申立期間の前後を通じて被保険者記録が継続している上、ほかの同僚の被保険者期間にも、空白期間は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 37 年 11 月のオンライン記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 12 月から 38 年 5 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月から 43 年 12 月まで

私は、申立期間について、A事業所（昭和 43 年 6 月にB事業所に商号変更）に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA事業所で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間ごろに同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、元経理担当者及び事業所関係者は、いずれも「当時、数か月程度の試用期間があった。」と述べており、申立期間当時、A事業所では、入社後直ちに厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたわけではない事情がうかがえる。

また、元経理担当者は、「給与計算に当たっては、社会保険事務所からの納入告知書の金額と控除額を必ず突合しており、小規模な事業所であったことから、厚生年金保険の未加入者から1年近くも保険料を控除することはあり得ない。」との供述をしている。

さらに、オンライン記録によると、A事業所は、昭和 43 年 6 月のC市への移転に伴い、いったん厚生年金保険の適用事業所でなくなり、新たに同年 6 月*日付けで適用事業所となったことが確認できるところ、事業主から 42 年 12 月当時に申立人に係る被保険者資格取得届が提出されていたとすれば、当該移転時に資格喪失届及び取得届等が提出されているはずであるが、C市への移転前後のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号は順番

に払い出されており欠番は無い。

加えて、A事業所は既に解散しており、当時の人事記録等の関連資料は残っていないため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から23年9月20日まで
申立期間はA社（現在は、B社）で勤務していた期間であり、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社で厚生年金保険の加入記録がある複数の同僚は、いずれも申立人を記憶していない。

また、申立人が記憶している5人の同僚のうち2人から、申立人がA社で勤務していたとする供述は得られたものの、お互いの供述内容に齟齬がみられる上、当該2人のうち、申立人と同じ職種で同期間勤務していたとされる者には、申立人と同様に、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、B社は、当時の人事記録等は保管していないと回答しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。